

障害者介助等助成金

支給対象となる障害者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間	特記事項
①職場復帰支援助成金 ○職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	・身体障害者 ・精神障害者 (発達障害のみ有する方を除く) ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある方 ※在宅勤務の方も対象	—	・対象障害者 1 人につき 月 4 万 5 千円 (中小企業は月 6 万円)	1 年間	対象障害者等の職場復帰から 3 か月以内に措置を開始することが要件です。
②中途障害者等技能習得支援助成金 ○職場復帰にあたって職務転換後の業務に必要な知識・技能を習得させるための研修の実施		3/4	・対象障害者 1 人につき 年 20 万円まで (中小企業は年 30 万円まで)	1 年間	
③中高年齢等障害者技能習得支援助成金 ○加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための知識・技能を習得するための研修の実施	35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期間が経過している以下の方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※在宅勤務の方も対象	3/4	・対象障害者 1 人につき 年 20 万円まで (中小企業または調整金支給調整対象事業主(※1)は年 30 万円まで)	1 年間	中途障害者の方は手帳交付日等から 6 か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
④職場介助者の配置又は委嘱助成金 ○業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2 級以上の視覚障害者 ・2 級以上の両上肢機能障害及び 2 級以上の両下肢機能障害を重複する方 ・3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び 3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方 ※在宅勤務の方も対象	3/4	・配置 1 人につき月 15 万円まで ・委嘱 1 人につき 1 回 1 万円まで・年 150 万円まで	10 年間	対象障害者等が雇用後 1 年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑤職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 ○上記④の支給期間が終了する事業主で、職場介助者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合		2/3	・配置 1 人につき月 13 万円まで ・委嘱 1 人につき 1 回 9 千円まで・年 135 万円まで	5 年間	支給期間は上記④の支給期間終了後 5 年間となります。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間	特記事項
⑥職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 ○加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な職場介助者を配置または委嘱	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している上記④⑤の方 ※在宅勤務の方も対象	2/3	・配置1人につき月13万円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は月15万円まで） ・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで （中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は1人につき1万円まで・年150万円まで）	10年間	中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
⑦手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱	2、3、4級または6級の聴覚障害者	3/4	・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人につき1回1万円まで・年150万円まで	10年間	対象障害者等が雇用後1年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑧手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 ○上記⑦の支給期間が終了する事業主で当該担当者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合	※在宅勤務の方も対象	2/3	・配置1人につき月13万円まで ・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで	5年間	支給期間は上記⑦の支給期間終了の翌日から5年間となります。
⑨手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 ○加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している前ページ⑦⑧の方 ※在宅勤務の方も対象	2/3	・配置1人につき月13万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は月15万円まで） ・委嘱1人につき1回9千円まで 年135万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は1人につき1回1万円まで・年150万円まで）	10年間	中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
⑩職場支援員の配置又は委嘱助成金 ○職場定着のための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある方 ※在宅勤務の方も対象	①一般労働者への配置1人につき ・中小企業は月4万円 ・中小企業以外は月3万円 ②短時間労働者への配置1人につき ・中小企業は月2万円 ・中小企業以外は月1万5千円 ③特定短時間労働者への配置1人につき ・中小企業は月1万円 ・中小企業以外は月7千5百円 ④委嘱 ・委嘱1人につき1回1万円 月4万円まで	2年間 （精神障害者は3年間） （※2）	対象障害者等の雇入日、勤務時間延長日、配置転換日、業務内容変更日、職場復帰日または企業に籍型職場適応援助者助成金の支援終了日の翌日から6か月以内に支援を開始することが要件です。	

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間	特記事項
⑪職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 ○加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期間が経過している上記⑩の方 ※在宅勤務の方も対象	①一般労働者への配置 1 人につき ・中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は月 4 万円 ・上記以外の事業主は月 3 万円 ②短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は月 2 万円 ・上記以外の事業主は 1 万 5 千円 ③特定短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業または調整金支給調整対象事業主（※1）は月 1 万円 ・上記以外の事業主は月 7 千 5 百円 ④委嘱 ・委嘱 1 人につき 1 回 1 万円 288 回まで		6 年間（※3）	中途障害者の方は手帳交付日等から 6 か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
⑫健康相談医の委嘱助成金 ○健康相談のために必要な健康相談医を委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 [対象障害者が 5 人以上であることが必要になります] ※⑬⑭は在宅勤務の方も対象	3/4	・委嘱 1 人につき 1 回 2 万 5 千円まで ・年 30 万円まで	10 年間	対象障害者が雇用後 1 年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑬職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金 ○職業生活に関する相談・支援の業務を専門に担当する方の配置または委嘱		3/4	・配置 1 人につき 月 15 万円まで ・委嘱 1 人 1 回につき 1 万円まで ・年 1 5 0 万円まで	10 年間	
⑭職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金 ○職業能力の開発・向上のために必要な業務を専門に担当する方の配置または委嘱		3/4	・配置 1 人につき 月 15 万円まで ・委嘱 1 人 1 回につき 1 万円まで ・年 1 5 0 万円まで	10 年間	
⑮介助者等資質向上措置に係る助成金 ○障害者の介助等の業務を行う方の資質の向上のための研修・講習の実施	—	3/4	・1 事業主につき年 1 0 0 万円まで 職場介助者、手話通訳・要約筆記等担当者、 職場支援員、職業生活相談支援専門員、 職業能力開発向上支援専門員、企業在籍型職場適応援助者の方の 資質向上に資する研修・講習を実施する場合に支給します。		

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間	特記事項
⑩重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ○重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の業務遂行のために必要な支援をサービス事業者に委託	身体障害者、知的障害者または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障害者で、次のいずれにも該当する方 ・重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた方	4/5 （中小企業は対象費用の9/10）	対象障害者等1人につき月13万3千円まで （中小企業は月15万円まで）	年度ごとに委託を開始した日から当該年度末まで	申請は事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。

（※1）常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主には、障害者雇用納付金制度に基づき障害者雇用調整金を支給しています。調整金支給調整対象事業主とは、この障害者雇用調整金を受給している事業主のうち支給の減額調整を受けている事業主です。

（※2）企業在籍型職場適応援助者助成金による支援終了を配置または委嘱事由とするものは6か月です。

（※3）企業在籍型職場適応援助者の中高年等措置に係る助成金の支給終了後6か月以内に措置を開始する場合は、その支給期間と合わせて6年間です。

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。
 助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております
 （<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>）。

※支給要領や申請方法等の詳細について、右のコードよりご確認できます。

